

マイナンバーカードの保険証利用に関するお知らせ

～医療情報・システム基盤整備体制充実加算について～

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認を行う体制をとり、質の高い医療の提供に努めておりますが、ネット回線エラーが生じ、マイナンバーカードで保険情報が読み取れないことがあります。その場合は保険証の提示をいただくようご協力をお願いいたします。また、こども医療、身障者受給者証、難病受給者等の公費番号はマイナンバーカードの情報に入っておりませんので、ご提示いただきますようお願いいたします。

医療情報・システム基盤整備体制 充実加算(月1回に限り)		マイナンバーカード	現行 加算	特例措置 (令和5年4月～12月)
初 診	医療情報・ システム基盤整備体制充実加算1	利用しない	4点	6点
	医療情報・ システム基盤整備体制充実加算2	利用する	2点	2点
再 診	医療情報・ システム基盤整備体制充実加算3	利用しない	—	2点
		利用する	—	—